の規定により、 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項 次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

令和元年十二月六日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 農用地利用配分計画の概要

か三筆 奈良市都祁馬場町一二七〇番ほ	天理市	中谷直木
番。機城郡田原本町大字千代四二〇	大和郡山市	南口 佳之
一番ほか二筆磯城郡田原本町大字金剛寺二三	北葛城郡広陵町	林正樹
一筆御所市大字鴨神二二七六番ほか	御所市	阪田 裕伸
二筆 御所市大字宮戸三〇七番一ほか	阪村 大阪府南河内郡千早赤	桐山
信信杯の言気等を受ける二卦	住	氏名又は名称
は、では、ような、ような、これには、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定

二 認可年月日

令和元年十一月二十七日